

第504回（定例）福崎町議会会議録

令和4年9月26日（月）

午前9時30分開議

○令和4年9月26日、第504回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	冨田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

- 議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますよう、お願いいたします。
質疑はありませんか。
- 8 番 8番、宇崎壽幸でございます。第33期株式会社もちむぎ食品センターの決算
報告書についてお尋ねいたします。
報告書の中の3ページでですね、株式会社もちむぎ食品センターの役員名簿で
ございますが、これは先般、指定管理者制度、第494回にですね、提案されて、
株式会社もちむぎ食品センターという形で登録されておりますが、これで間違い
ございませんか。
- 地域振興課長 間違いございません。そのとおりです。
- 8 番 ということは、法人扱いという形でいいんでしょうか、成田課長。
- 地域振興課長 株式会社でございます。
- 8 番 一番当初ですね、株式会社じゃなくて、第三セクターでですね、運営されてい
たと思うんですよ。資本が、町が、そして商工会、そしてJA兵庫西、そして個
人的に何名の方が運営されていたと思うわけでございますが、このように法人さ
れますとね、成田課長は非常勤でおられるのか、役員に入られておられますが、
今、役場の職員としての立場として、どんな感じで入られておりますか。
- 地域振興課長 もちむぎ食品センターの株主として、町が株を持っておりますので、そこから
入っている形の役員でございます。
- 8 番 それは町長からいただいているというんか、そういう形ですか。任命という感
じ。それとも自ら自分がですね、手を挙げて取締役に入りましたということす
か。
- 地域振興課長 町長からでございます。
- 8 番 そうしますとね、地方公務員法のね、第38条にね、接触しないかというこ
となんです。その辺、どうなんですか。
- 副 町 長 38条ですかね、はい、許可を出した上で役員としてもちむぎ食品センター
に出ております。
- 8 番 それではですね、役員で総会をされると思うんですけど、取締役会で。そのと
きに配当金として何かお土産か何か持って帰られましたか。
- 地域振興課長 記憶にございません。
- 8 番 それではですね、そのときに同じく代表取締役じゃなくて町長が取締役だとい

うことで、もちむぎ食品センターのですね、もち麦の生産のほうですね、町として育成していくんだということで、当初、第三セクターでつくられたと思うんですよ。だから町長自らですね、もちむぎ食品センターの代表として、やっぱりそれを処理したいんだと。販売したい。いわゆるつくっていただきたいと思うんだと思うんですけども、なぜ代表取締役役に座らなかったのか、お尋ねします。

町長 従前はですね、町長が代表取締役役になっておりました。けれども、非常勤だったんですね。なかなかですね、経営が難しい、苦しいといったようなことですね、非常勤ではなかなか務まらないということで、やはり常勤のですね、代表取締役が必要ではないかというようなことになっておりました、それで常勤の代表取締役になっていただいているというところでございます。

8番 とりあえずね、なぜ聞いているかといいますと、在庫がね、166トン在庫がある。そしたらその処理もできない。はっきり言って町全体で育成したわけですよ。その販売のルートです、町を挙げて全体でね、処理していく方法をですね、町長自らやっぱり先頭に立ってハンドルを持ってですね、販売に努力してもらわんと、この在庫というのは幾ら使えるんですか、これ。成田課長、大体今166トンですけど、何トンほど使えるんですか。

地域振興課長 コロナの中の売上の状況もございませうけれども、100トンぐらいを年間使って製品化するというのが大体今までの、コロナの中での状況です。

8番 今、166トンの在庫で60トンほどが使えないということですね。そういうふうに捉えていいんですか。

地域振興課長 いえ、100トンほどが年間で製品化される量でございます。

8番 議長、あのね、なぜそんなこと聞くかっていいますと、1年の賞味期限ということが消費者庁からもう提案されて、食品については大変厳しくなっているんですよ。そしてその今の在庫をもし処理した場合、これはあんまり使えませんよというのは消費者庁で、いわゆる穀物を生産した場合、1年ほどの賞味期限しかないんですよ。そういうときになったときに、在庫で置いとけばそれはもう処理できないんですよ。だから町を挙げてみんな寄って何とか販売ルートを、そういうものを確立して、生産のほうは生産のほうでお願いして、もうちょっと単価を下げてもらおうような交渉は町長、考えておられないんですか。

町長 私が聞いておるところはですね、もち麦は1年ぐらい寝かせておいたほうが価値が高まるというんですか、おいしくなるというんですか、そういう状況になるということをお聞きしております。ですから、160トン、少し多いのかもしれませんが、そういったことで若干在庫調整をさせていただいているというような、今年の種をまくということになっております。宇崎議員がおっしゃっておりますようにですね、やはり経営はもちむぎ食品センター、株式会社ですので、そこにお任せしているということではございますが、町も一緒になってですね、売上に、販売に協力していくということは大事なことだろうというふうには思っております。

8番 できるだけ町長ね、今年100としたり、来年110に伸ばしたいと、町全体としてね、町の売上があと10%、何とか伸びる方向をね、努力せんと、吉高議員みたいに、新しい開発の販売ルートを何とかお願いできませんかって言っておられるわけですよ。だから農業を大切にすれば、やっぱりその先の販売ルート、例えば食品会社のほうで単価を安くしてでも、とにかく生産をしてもらおうんだという取組を考えていくということが、思うわけでございますが。

それと次に行きますけど、申し訳ございませんが、決算報告書の192ページ、6次産業でね、報告が上がるとんですけども、煎餅の、鍛冶屋のふれあい会館で

つくったということで上がってないんですけど、どういうことなんでしょうか。
農林振興課長 鍛冶屋の煎餅でしょうか。私もちょっと分かりかねるんですけども、どういったものでしょうか。

8 番 平成28年にですね、起債で4,000万円ほどのですね、地方創生の整備交付金としてね、春日山ふれあい会館を特産もち麦の加工所としていくということで、平成28年で3,000万円、当初予算、ほんで体験に800万円、人材育成に150万円、施設・空調設備に500万円、新しい商品開発に150万円、合計4,600万円の予算を取っておられるわけですよ。これ今どういう形になつとるんか、ちょっとお尋ねします。

農林振興課長 その当時は加速化交付金ということで補助金をいただきまして、そのような設備、空調は改修をしております。そのときに精麦機、製粉機も備品購入として購入をしております。あと細かなところは覚えておりません。

8 番 いや、このようにね、機械を買ってね、生産しますよとって国から補助金を取ったわけですよ。いただいたら生産するというので報告書つくられと思うんですよ。ここの192ページには上がってないんですよ、生産が。それでもちむぎ食品センターにはね、煎餅をね、販売しておりますよとって上がってるんですけども、これについて全く何も、もう止まっているということでいいんですか。

農林振興課長 止まっているというものではありませんでして、精麦機を使って生産者さんが精麦を作るとか、精麦を使って製粉するとか、そういうことで、収量としましては歳入のほうに記載しておるとおりでございます。

8 番 それだったらね、ここの192ページに、ここにこの形で生産しておりますということで記載してこんとあかんじゃないですか。何も記載も何もない。ただ、国からお金いただきましたよってということで申請されて、それで今になってからはっきり言いましてもこれ、機械稼働してないですよ、その点どうなんですか。

農林振興課長 機械は各営農さんとかいろいろ使われておりますので、稼働は、稼働といえますか、使用はされているということになります。192ページの決算報告書につきましては、6次産業化ということで、その製品をつくってまた新たなものを生み出すっていう、また販売までかかると。そういう意味の6次産業化の商品を載せているところであります。

8 番 あのね、あなたとこのね、報告書の中で地方創生拠点整備交付金としてね、もち麦の恵みで地域農政ジャンプアップ、6次産業加工設備工場というて書いてあるんですよ。6次産業ってわざわざ大きく書いてあるのに、これには該当しませんということないでしょ。その点どうなんですか。

農林振興課長 そのときのフレーズであります、6次産業化を支援、応援したいというところでそのような名前をつけていると思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月6日の本会議2日目において、議案13件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてま

います。

まず、事務局に決算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

決算審査特別委員会、石川委員長。

石川決算審査特別委員長 決算審査特別委員会から報告いたします。

当委員会は9月6日の本会議において設置され、互選により私、石川が委員長に、副委員長に吉高平記議員が選出され、付託された議案第32号から議案39号までの計8議案について、慎重に審議・審査を行いました。

審査結果は、事務局朗読のとおりですが、委員会は、現地視察を含めて、9月7日、8日、9日及び12日の4日間開催し、令和3年度一般会計のほか、各特別会計、各企業会計の決算について審査し、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以下、議案ごとに審査の際に出された主な質疑を報告して、補足説明とさせていただきます。

議案第32号、令和3年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定です。

歳入では、「町民税のふるさと納税等に係る収入増減等は、具体的にどのようになっているのか。件数、金額等分かれば」との質疑があり、「令和2年度は1,821人、令和3年度は2,103人で282人の増、寄附金額は令和2年度5,354万9,320円、令和3年度6,649万9,371円で約1,300万円の増となっています」との答弁がありました。

併せて委員から、「ふるさと納税に係る増えた分、減った分の関係は」との質疑があり、「町民税の税額控除が1,730万円から2,220万円となり、個人町民税としては約500万円の減です」との答弁がありました。

「コロナ禍でキャンプが人気になってきたと思うが、青少年野外活動センターを使用された人数は、また利用促進のPRは」との質疑があり、「令和2年度に比べ増加し、4,144人が利用されています。この時期であり、野外で距離を取りながらということを利用して促します」との答弁がありました。

歳出では、「障害者雇用促進法による法定雇用率は、町長部局、教育委員会部局とも満たしているとのことだが、具体的に基準として福崎町では何%になるのか」との質疑があり、「町長部局の基準は2.6%で3人、教育委員会部局についても2.6%で1人となっており、いずれも基準を満たしています」との答弁がありました。

「ペーパーレス化の推進でコスト削減ができたと思うが、どれくらいできたのか」との質疑があり、「コピー用紙の枚数で約1割程度、金額では約80万円程度の削減となっています」との答弁がありました。

「病児保育事業負担金で、どれくらい利用があったのか」との質疑があり、「令和3年3月からスタートしており、実質の福崎町の利用者は3人となります。神崎郡3町で運営しており、全体の利用者は36人です」との答弁があり、委員から「病児病後児保育というのは本当に必要がある事業であり、もっと広く周知していただき本当に困った人が使えるように進めてほしい」との意見がありました。

「子宮頸がんワクチンは、平成25年から積極的な勧奨の差し控えがあったが現在の傾向はどうか」との質疑があり、「令和2年度までは国は積極的な勧奨は差し控えるよう通知を出していましたが、令和3年度からは無料で接種できる旨の通知を送付し、令和4年度からは積極的勧奨を行っていきます」との答

弁がありました。

「もち麦の健康効果を生かした販売力強化という課題は、具体的にどういった形で取り組むのか。例えばJAと連携し、町外に販売ルートを開拓する必要があるのでは」との質疑があり、「米澤2号についてはもちむぎ食品センターがすべて買い取ります。フクミファイバーについては、6次産業化で開拓をしていかなければならないと考えており、もち麦ビールやもち麦豆腐、もち麦コーヒーなど、新製品を県と共同で開発しているところです。福崎町としての全面バックアップは困難ですが、農業者が出されているふるさと納税のリストにしてパンフレットを作成しているところです」との答弁がありました。

「1歳6か月・3歳・5歳の健診について補助が出ているが、要観察者数の延べ人数が91人となっており、特に5歳児が42人と多い。この要観察後の経過はどうなっているのか」との質疑があり、「5歳児になると、幼稚園に行っているケースがほとんどです。幼稚園で巡回相談を行ったり、集団生活の適応状態、問題行動がないか、発達に遅れがないかなどを確認し専門相談につなげたり、必要に応じてサポートファイルを作成し、小学校に引き継いだりというケースもあります」との答弁がありました。

「就学前幼児歯科教室報償金はどんな事業を行っているのか。年を重ねてからも、がんや認知症への影響などが懸念されるが」との質疑があり、「歯科衛生士が町内の認定こども園に出向き、5歳児クラスとその保護者に対し、歯科教室を行っています。小さいときから歯の正しい磨き方を学び、保護者にもその意識を持っていただくよう進めています」との答弁がありました。

「市川本流漁業協同組合運営負担金の内訳はどういうものか。例えばどういう活動をして、委員の数や地域はどこからどこまでか」との質疑があり、「理事としては、福崎町・市川町・船津の連合自治会・香呂の連合自治会・香呂南の連合自治会・豊富町の連合自治会となっています。範囲は寺前漁協と猪篠川との合流点から、恒屋川左岸の堤防と市川本流堤防との交差点までです。実質的な活動としては、1,600匹のヘラブナの放流や、カワウの緊急駆除対策事業を行っています」との答弁がありました。

「空き家等で本当に古くなってしまっていて住んでいる方もおられない。家族も分からない。そういう場合の今後の空き家対策についてどう考えているのか」との質疑があり、「基本的には所有者が管理や取壊し等されるべきです。例えば危険な空き家があり、持ち主は大阪在住でしたがまちづくり課が連絡をとり、解体していただいたというような実績もあります。今後は補助制度の活用や、空き家対策等審議会にお諮りしながら検討を進めていきます」との答弁がありました。

「防災行政無線改修及び戸別受信機整備工事費ですが、今は自己負担があるのか」との質疑があり、「令和3年度につきましては、避難行動要支援者で、地域への個人情報提供に同意しておられる方を対象に意向調査を実施し、希望者に戸別受信機を配布しています。これについては無料ですが、令和4年度は一般の方にも自己負担1万円で配布しています」との答弁がありました。

「トライやる・ウィーク推進事業委託料が120万円となっていますが、どういった基準で算定された結果なのか」との質疑があり、「学校におけるクラス数に応じて支出するもので、1クラス20万円の6クラスで120万円となっています」との答弁がありました。

「端末操作研修委託料でいろいろ研修をされたと思うが、内容は」との質疑があり、「実際の授業における使い方ではなく、年度切替えの際の子どもデー

タ移行であるとか、クラス替えがあったときにどう操作するのかという、基本的な管理部門の研修です」との答弁がありました。関連して、「通常の操作の研修はどういった形でされたのか。」との質疑があり、「使い方については、先生方もかなり慣れてきていただいたので、ICT支援員の巡回を受けながら制作会社にも確認を取り進めています。」との答弁がありました。

議案第33号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、「納税方式が変わったことによって、徴収率の変化はあるのか」との質疑に対し、「現年度分につきましては、令和2年度95.5%で令和3年度が95.2%となっていますが、これは徴収猶予を行った事案1件が要因であると考えており、大きな変化はないものと認識しています」との答弁がありました。

「特別交付金の保険者努力支援分とあるが、どのような努力をすれば増減するのか」との質疑に対し、「町ぐるみ健診の受診率やその後の保健指導、ジェネリック医薬品の推奨、保険税収納率の増減などの評価により国から支援されるものになります」との答弁がありました。

議案第34号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定では、「市町によって1人当たりの給付費の差があるが、このことについては連合会で議論にはならないのか」との質疑があり、「特段議論にはなっていないと認識しています」との答弁がありました。

議案第35号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、「認知症高齢者等やすらぎ支援事業について、傾聴支援の頻度はどれくらいか」との質疑に対し、「令和3年度は、利用者さんが3人で支援員については担い手研修受講者2人が延べ101回訪問させていただいています。内容は時事に関することなど、当事者のお話をお伺いしています。家族の負担を少しでも軽減できるよう取り組んでいます」との答弁がありました。

議案第36号、令和3年度福崎町水道事業会計決算認定では、特段の質疑はありませんでした。

議案第37号、令和3年度福崎町工業用水道事業会計決算認定では、「管路更新率が近年ゼロ%が続いているが、更新はしなくて大丈夫なのか」との質疑に対し、「現在約3割を耐震管に更新しています。しかし、中播消防署西側の水管橋が耐用年数を超えており、近い将来耐震性のあるものに更新したいと考えています。現在は、工業団地協議会に状況の説明を行っているところです。」との答弁がありました。関連して、「水管橋を更新するという話だが、料金の値上がりにつながるおそれがあるのではないか」との質疑に対し、「工業用水道事業の留保資金が現在約1億3,000万円で、工事費がそれを上回る1億5,000万円以上と見込んでいるため、恐らく料金値上げにつながっていくと考えています。その際には、工業団地協議会と十分に協議を行っていきます」との答弁がありました。

議案第38号、令和3年度福崎町下水道事業会計決算認定では、「14ページのめざそう値で、第6次行政改革実施計画の経費回収率は令和3年度59.3%があるが、15ページの経営指標の推移では令和3年度92.3%となっている。この差異の内容は」との質疑に対し、「14ページは、公共下水道のみの回収率となっており、汚水処理に係る経費のうち、基準内として繰り入れられる額まで使用料で回収しようとしたものです。したがって、汚水処理費が大きく見積もられており、回収率が低くなっています。15ページは下水道事業全体での回収率であり、本来基準内繰入れの額まで使用料で回収する必要が

ないため、汚水処理費から控除して算出した回収率ということで高くなっています」との答弁がありました。

議案第39号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定では、特段の質疑はありませんでした。

現地視察は、文珠荘管理事業、辻川界限駐車場整備工事の2か所を視察いたしました。

これらの審査を経まして、冒頭に述べましたとおり採決の結果、各議案とも認定すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告といたします。

議 長 決算審査特別委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次に、事務局に総務文教常任委員会の審査報告を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教 失礼をいたします。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について、ご報告申し上げます。

委員会を9月13日に開催し、付託されました議案第40号及び議案第42号の2件について、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、両議案とも原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明をいたします。

議案第40号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正等に基づき、育児休業の取得回数制限緩和、育児参加のための休暇対象期間拡大等の所要の改正を行うもので、令和4年10月1日から施行いたします。

委員からは特に質問等ありませんでした。

議案第42号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1億2,530万円を追加し、補正後の予算の総額を84億8,930万円とするものであります。

委員から少額の町債を発行する意味について質疑がありました。

金額の大小にかかわらず、交付税算入されるような地方債は積極的にあてていく方針を持っているとの答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。各議員のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次に、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された議案第41号ほか2件について、9月15日、委員会を開催し、慎重に審査しました。審査の要旨を紹介して、報告とさせていただきます。

議案第41号は、福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。主な改正点は休館日の変更、利用時間の一部変更、利用料金の変更です。内容は、資料及び本会議説明のとおりであります。

質疑の中で、「入浴について、休館日前日は6時となっているが、夕食利用者などの利用も6時までか」との確認があり、その後、休館日前日も8時まで使えるようにとの修正の動議がありました。

議案第43号は、福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。内容は、システム改修委託料の増額、国庫負担金などの過年度分の返還であります。

議案第44号は、福崎町道路線の廃止及び認定です。内容は、高岡・福田地区のほ場整備に係る件と、田尻区内での開発行為による新設道路の認定であります。

審査の結果、議案第41号は、動議は賛成少数で否決、原案が賛成多数。議案第43号及び44号は、全員賛成で、3件とも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教 総務文教常任委員会から、議会開会中の所管事務調査について報告いたします。
常任委員長 委員会は去る9月13日に開きました。

委員会では、所管の総務課及び教育委員会から報告を受け、委員会として所管事務の調査を行いました。

調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、特筆すべき部分を補足いたします。

総務課から、新型コロナウイルス感染症、5歳から11歳の小児への3回目のワクチン接種について報告がありました。委員から「5歳以上11歳以下で1・2回目の接種を終えられた153人に副作用等大きな問題はなかったか」という質疑があり、「特になかった」との答弁がありました。

学校教育課から、福崎小学校教諭逮捕後における児童・保護者への対応について報告がありました。児童に対しては、登下校時の見守り活動や児童朝会での説明、スクールカウンセラーの配置を行っているということでした。9月9日と10日に行った保護者会では、福崎小学校で1件、田原小学校で3件の要望があり、児童や中学生、他の先生に対する配慮やケアできる体制を取っていく

と説明がありました。

以上です。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 議会開会中の調査報告をいたします。

常任委員長 第1番目は、公害防止協定に係る協議が2件ありました。石塚王子ペーパーパッケージング株式会社、福伸電機株式会社からで、内容は資料のとおりであります。全員賛成で了承することといたしました。

各課の報告事項です。

まちづくり課。市川河川公園での8月1日の出火についての報告です。

8月30日、警察及び消防署による現場検証が行われました。出火原因の特定には至りませんでした。特段の被害が認められないため、消防署は火災として取り扱うが、被害届は必要なし、警察は相談として処理することになりました。今回のこのことを教訓とし、初期対応の重要性を再認識して業務に当たるとのことです。審議の中で、業者との対応を含め、文書主義の必要性が強調をされました。

上下水道課であります。福崎浄化センター修景施設に大型複合遊具設置の件で、9月5日公募型プロポーザル方式による選定委員会を開催、タカオ株式会社を契約候補者として選定をした。9月中にも契約に進み、工期は令和5年3月10日としたいとのことです。

ほけん年金課は、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布状況、子どもへのワクチン接種について資料による報告がありました。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

討論・採決に入る前に休憩をしたいと思います。

再開を10時30分といたします。

◇

休憩 午前10時15分

再開 午前10時28分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は討論・採決であります。

それでは、議案第32号、令和3年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり認定することに決定いたしま

した。

次、議案第33号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第33号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第33号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第34号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第34号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第34号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第35号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第35号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第35号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第36号、令和3年度福崎町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第36号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第36号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第37号、令和3年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第37号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第38号、令和3年度福崎町下水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(手が上がる)

議長 まず、原案に対する反対者の意見を許可します。小林議員。

1 2 番 議案第38号、令和3年度福崎町下水道事業会計決算認定について、どうしても承認するという気持ちになれません。その私の意志を表明させていただきます。

下水道は、上水道と共に全ての町民一人一人の命と暮らしを支える事業です。ライフラインと言われる中でも最重要といてよいと考えています。その整備と運営は行政の基本的任務です。安全、安価、安定を基本としたサービスを町の隅々まで送り届けることが大切と考えています。そのために歴代担当された方々のご苦勞と努力とともに、住民の理解と協力があつたことを忘れてはなりません。

当決算報告書では、事業経営について令和4年度から10年間の経営戦略を策定した。農業集落排水の公共下水道への統合と下水道使用料の適正化を目指すと記述されています。経営戦略の財政計画の基本方針では、総務省基準に合わせ、一般会計からの繰入金に極力依存しない、自立を求め、財政計画では、使用料について令和7年度に8%、令和12年度にさらに8%と計16%もの使用料値上げをシミュレーションしています。このような値上げは住民の生活を圧迫するとともに、下水道利用者を増やすことの障害となります。そもそも経営戦略なるものは、策定したと議会に報告しただけのものです。今後10年間に2度の値上げを含む計画を決算報告書の中でこの計画に従って行っていきますと断定的に記述しています。

私はこの決算認定に賛成することは16%もの使用料引上げを認めることになる気がいたします。議会制民主主義の根幹にも関わることを考えます。議会無視だといって大きな声を張り上げたいぐらいであります。総務省の基準とおっしゃ

いますが、地方自治の精神はどこに行ってしまったのでしょうか。冒頭に述べましたように、水の確保と処理は行政の基本課題です。企業会計方式で自立を求めているのは間違っています。地方自治の目的は住民の福祉であり、地方公営企業法でも福祉の観点から求められています。そもそも地方公営企業法第2条の適用する、この企業法を適用する7項目には、下水道事業は含まれていないのであります。下水道事業は一般行政の福祉の観点からより必要と考えるべきであります。スケールメリットが優先されていますが、多角的な検討も必要ではないでしょうか。

政治の目的とは、住民の生活を守ることが第一義、地方自治とは何か、議会の役割は何か、等を考え、承認できない私の意志を表明させていただきます。

議 長 次に、原案に賛成の発言はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第38号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第38号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第39号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第39号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第40号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第41号、福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第41号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議長 起立多数であります。
よって、議案第41号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第42号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第42号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第42号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第43号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第43号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第43号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第44号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第44号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣

議長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第6 閉会中の継続調査申出

議長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第504回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
第504回福崎町定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、9月2日に招集され、本日まで25日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。
また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長 第504回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

9月2日から本日までの25日間という長い期間にわたって、本定例会を開催していただきました。

本定例会には、令和3年度の決算認定のほか、文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例や、一般会計補正予算など、住民生活に深く関わる議案を提案させていただきました。それぞれの議案について熱心に慎重に審議をしていただき、全て賛同していただきましたことにつきまして、大変うれしく思っております。誠にありがとうございました。

議案の審議の中、また一般質問の中では、様々なご意見やご質問をいただきましたが、これらのことにつきましては今後の町政に活かしてまいりたいと考えております。

先日、中学校の体育大会、小学校の運動会が新型コロナ対策にしっかりと取り組みながら開催をされました。議員各位におかれましても、何かとご多用の中、出席し、声援を送っていただき、誠にありがとうございました。お天気にも恵まれ、子どもたちにとっても思い出に残る体育大会、運動会ではなかったかと喜んでいただいております。

また、台風14号が日本列島を縦断しました。非常に大きな台風に発達してしましたので、心配をしていましたが、本町での被害は軽微でありました。ただ、台風シーズンも続きますので、警戒は怠れないなと思っております。

町内各地では秋祭りの練習の太鼓の音が響くようになっていきます。新型コロナのために中止とされた自治会もありますが、どうか無事に秋祭りの行事が行われますことを願っております。

季節はめっきりと秋らしくなってきました。新型コロナウイルスはまだ収束していませんし、これからはインフルエンザも心配する季節にもなってきました。議員の皆様にはどうか健康には十分気をつけていただき、引き続きご活躍されますことを願ひまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和4年12月

福崎町議会議長 城 谷 英 之

福崎町議会議員 石 川 治

福崎町議会議員 植 岡 茂 和